

## 第2回碧南市都市計画審議会 議事録

- 1 開催日時 平成30年12月27日(木)午後2時から
- 2 場 所 碧南市役所 7階 議員大会議室
- 3 出席委員 鈴木 並生 石川 武範 加藤 浩孝  
鳥居 勝行 杉浦 盛夫 石井 拓  
加藤 厚雄 小池 友妃子 山口 春美  
山中 謙治 石川 輝彦 鏝本 達朗  
水野 貢 安藤 正久(代理 伊藤 宏)  
以上14名(敬称略)
- 4 出席職員 ○事務局  
建設部長 中村 正典  
都市計画課 課長 亀島 弘樹、主幹 野本 敬弘  
課長補佐 新美 勉、係長 小澤 洋之  
技師 宮田 真緒
- 5 傍聴者 2名
- 6 会議次第および資料 議事録末尾に添付
- 7 審議内容

— 開会時間 午後1時59分 —

### ○建設部長

定刻より少し前ではございますが、皆様お揃いでございますので、ただいまより、平成30年度第2回碧南市都市計画審議会を開催いたします。

本日の進行を務めさせていただきます、碧南市建設部長の中村でございます。よろしくお願ひいたします。事前に資料を配布させていただいておりますが、お持ちでしょうか。無い方はこちらで用意をさせていただきますが、よろしいでしょうか。それでは、次第に沿って進めさせていただきたいと存じます。尚、本日都合によりまして碧南市女性連絡協議会の石附満江委員、愛知中央農業組合の三島孝二委員の2名は、欠席のご連絡をいただいております。よろしくお願ひいたします。

それでは、次第 1 開会成立宣言を事務局より報告をしてください。

#### ○事務局

ご報告申し上げます。本日の会議の出席委員は、14 名であり、定数委員 16 名の過半数に達していますので、碧南市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本日の審議会が成立していることをご報告申し上げます。

#### ○建設部長

それでは、議案の審議に入ります。

会議の取りまとめの議長は、審議会条例第 5 条第 3 項の規定により会長と定められておりますので、この先の議事の進行は会長にお願いします。

#### ○会長

みなさんこんにちは。本日は平成 30 年度第 2 回の碧南市都市計画審議会開催にあたりまして年末の大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。規定によりまして議長を務めさせていただきますので宜しく願いいたします。議事が円滑に進みますようにご協力をお願いいたします。

本日の議事録署名は石川武範委員と鳥居勝行委員をお願いいたします。

それでは、議案 1 号西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の都市計画変更(案)(愛知県決定)について説明をお願いいたします。

#### ○都市計画課長

それでは、都市計画課より、説明させていただきます。

はじめに、議案中の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは、都市計画区域マスタープランのことをごさいます。これは、愛知県が広域的な見地から、長期的な視点にたって都市の将来像を明らかにし、その実現に向けた都市計画の基本的な方向性を都市計画区域ごとに都市計画に定めるものでございます。

なお、県の都市計画の決定は、都市計画法第 18 条第 1 項の規定により、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て都市計画を決定するとされております。

本件は、愛知県からの意見照会に対し、碧南市が回答するにあたり、碧南市都市計画審議会のご意見をお聞きするものでございます。

それでは、議案第1号西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の都市計画変更・案（愛知県決定）についてご説明いたします。

まず、変更の理由についてですが、人口減少・超高齢社会の到来や大規模自然災害への対応など、様々な社会経済情勢等の変化に対応するためであります。

次に、変更案についてですが、右肩、別紙と記載の資料をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。

ご覧のとおり、第1章から第5章で構成されておりますので、主な内容を説明してまいります。

1枚めくっていただき、西三河の1ページをご覧ください。

ここからは、第1章の基本的事項になります。

2の対象範囲は、図1-1に示す碧南市をはじめ7市1町で構成する西三河都市計画区域でございます。

3の目標年次は、2030年の平成42年とし、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の基本的方向を定め、市街化区域の規模や都市施設の整備目標を定めています。

2ページをご覧ください。

ここからは、第2章の都市計画の基本的方針になります。

1の愛知を取り巻く状況といたしまして、(1)の人口では、人口減少や超高齢社会の到来といった課題について記載されています。

3ページをご覧ください。

(2)の都市構造・土地利用では、地域連携による地域間のヒト、モノの動きを活発にする対流の拡大や、将来にわたって生活の利便性を維持できるよう、低密度な市街地の拡大防止と居住や都市機能の適正配置の必要性について記載されています。

5ページをご覧ください。

(3)の産業では、地域特有の産業集積を活かした地域の活性化や地域特有の歴史、文化資源や自然資源を活かした観光交流の活性化の必要性について記載されています。

6ページをご覧ください。

(4)の防災・自然では、地震、水害、土砂災害による被害の防止・軽減や、自然環境の保全や市街地内の緑地の保全の必要性について記載されています。

7 ページをご覧ください。

2 の都市づくりの理念は、様々な社会情勢等の変化に的確に対応し、活発な産業活動のみならず、健康・長寿を含めたあらゆる面における暮らしやすさを引き続き追及していくこととし、時代の波を乗り越え、元気と暮らしやすさを育みつづける未来へとしております。

8 ページをご覧ください。

3 の都市づくりの基本方向として、5 つの基本方向が示されています。

基本方向①は、暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換とし、日常生活に必要なサービスが身近に享受できる暮らしやすさを支えるため、公共交通などの交通軸により結ばれた、多核連携型の集約型都市構造への転換を図ろうとするものであります。

9 ページをご覧ください。

基本方向②は、リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進とし、リニア開業に向けて、地域特有の産業、歴史・文化資源、豊かな自然資源などを活かした地域づくりを進め、様々な対流の促進と賑わいの創出を図ろうとするものであります。

また、そのためには、空港、港湾などの機能や広域交通網を最大限活用し、交通基盤の整備により質の高い交通環境の形成を図ろうとするものであります。

基本方向③は、力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進として、新たな産業用地の確保と生産性の高い優良農地の保全により、将来にわたって力強い愛知を支えるさらなる産業集積を推進するとともに、産業集積地へのアクセス道路を整備することにより、経済活動の効率性の向上と生産力の拡大を図ろうとするものであります。

10 ページをご覧ください。

基本方向④は、大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保としまして、発生が懸念される南海トラフ地震や近年の風水害・土砂災害の激しさを踏まえ、防災・減災対策を図ろうとするものであります。また、安全安心な都市空間を形成するための交通安全対策や歩行経路のバリアフリー化を推進するものであります。

基本方向⑤は、自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進とし、まとまりのある農地等の保全を図るため、無秩序な開発の抑制と、市街地における防災空間やオープンスペースの確保、都市農業の多様な機能により、良好な都市環境の形成を図ろうとするものであります。また、地球温暖化に関しては、集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化や緑地の保全と緑化の推進などの総合的な実施により、都市部の低炭素

化を推進するものであります。

11 ページをご覧ください。

ここからは、第3章の都市計画の目標になります。

1の区域の概況といたしまして、西三河都市計画区域の面積は約68,000haで県全体の約1割、人口は約111万人で県全体の約2割を占めています。また、モノづくりの中心地域であり、北部や衣浦港臨海部などで工場が集積し、中央部や南部では農業、漁業が盛んとなっています。

2の区域の概況と都市づくりの方向性といたしまして、(1)の区域の現況ですが、①の「人口」では、図3-1に示すとおり、これまで人口は増加してきましたが、増加率は縮小傾向にあります。また、全ての市町において、年少人口は減少し高齢者が増加しており、多くの市町において転入人口が転出人口を上回る傾向にあることが記載されています。

12 ページをご覧ください。

②の都市構造・土地利用では、図3-2に示すとおり、鉄道による公共交通網と高規格道路などの広域幹線道路により、広域交通体系を形成しています。図3-3からは、市街化区域の人口及び人口密度が増加傾向にあることがわかります。

③の産業では、図3-4に製造品出荷額等の推移が示され、リーマンショックにより大きく落ち込んだものの、その後は回復基調となっていることがわかります。

14 ページをご覧ください。

④の防災・自然では、図3-7に、災害危険箇所が示され、碧南市の南部に津波浸水地区が、東部に河川浸水地区があることがわかります。

15 ページをご覧ください。

(2)の区域の魅力と課題を踏まえた都市づくりの方向性ですが、魅力を活かすことについて、中段の都市づくりの方向性の2つ目に、既存産業や次世代産業の創出を図り、さらなる産業集積を推進することとしています。また、3つ目には、人口や世帯数が増加傾向にある地域においては、今後の需要動向に対応した新たな市街地の形成を図ることとしています。

16 ページをご覧ください。

課題を克服することについての都市づくりの方向性は、1つ目で、日常生活に必要なサービスが身近に享受できる暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換を図ることとし、2つ目で、集約された都市機能にアクセスできるよう持続可能な公共交通の維持・強

化を図ることとしています。

また、3つ目で、災害から地域住民の生命と財産を守る防災・減災に向けた取組の充実を図ることとしています。

17 ページをご覧ください。

3の基本理念は、西三河都市計画区域の基本理念を明日を支える産業が力強く発展するとともに、地域の資源を大切にしながら快適に暮らせる都市づくりとしています。

4の目指す都市の姿、将来都市像といたしまして、①から⑤までの5つの視点で将来都市像を定めています。

18 ページの、図3-9の将来都市像イメージをご覧ください。

都市機能集積・居住エリアとして、各都市の主要な鉄道駅周辺に、便利で生活に必要な都市機能を集積し、利便性と質の高い居住環境を有した市街地が形成されています。

また、広域交流・物流拠点に位置付ける、衣浦港及び三河安城駅の機能強化や、主要な幹線道路の広域交流軸と鉄道の公共交通軸の広域交通体系の充実により、ヒト、モノなどの対流が拡大され、市街地地域中央部に広がる農地、東部のまとまりのある森林の保全により、豊かな自然環境が維持されるなどの将来都市像をイメージしています。

19 ページをご覧ください。

5の都市づくりの目標は、先ほどの将来都市像と同様、5つの視点で目標を定めています。

22 ページの、将来都市構造図をご覧ください。

暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた目標として、広域的な都市機能が集積する東岡崎駅・岡崎駅周辺地区を区域拠点に、碧南中央駅をはじめ、主要な鉄道駅周辺を都市拠点とし、都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を図ることとしております。

また、既存ストックが活用可能な地区に新たな住宅地の形成を目指すこととしており、都市拠点や生活拠点への公共交通網を充実させ、多核連携型のネットワークの形成することにより暮らしやすい市街地の形成を目指すこととしています。

リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた目標として、リニア開業に伴う効果を楽しむため、交通基盤の整備や世界とつながる玄関口となる中部国際空港や名古屋港、衣浦港とのアクセス性の向上を図り、歴史・文化資源や海産物・農産物に関連した観光資源やモノづくり産業、窯業・醸造業などの地場産業を活かした産業観

光などの地域資源を活かした賑わいの創出を図ることとしています。

力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた目標として、工業ゾーンに位置付ける衣浦港臨海部などの既存工業地やその周辺において工業・物流機能のさらなる集積を目指すこととし、また、既存工場周辺や広域交通の利便性が高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保を目指すこととしています。このために、広域幹線道路網の充実や空港、港湾や産業集積地等へのアクセス道路の整備を推進することとしています。

一方、農地・森林ゾーンでは、無秩序な市街地の拡大や都市機能の立地を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導により、優良農地の保全を図るとしています。

大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた目標として、沿岸部の高潮・津波や矢作川周辺などの洪水・内水による浸水などの災害危険性が高い地区では、土地利用の適正な規制と誘導を図り、安全安心な暮らしの確保を目指すこととし、また、道路、橋梁、河川などの都市基盤施設の整備や耐震化の推進、公共施設や避難路沿道の建築物などの耐震化、被災時の救急活動や物資輸送を支える緊急輸送道路の整備、避難場所や防災活動の拠点となる公園の適正な配置を促進し、災害に強い都市構造の構築を目指すとしています。

自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた目標として、市街地では、防災空間や潤いとやすらぎを与えるオープンスペースを確保し、都市農業の振興や良好な都市の環境の形成を図るため、地域特性に応じて農地などの緑地の保全や民有地の緑化を推進し、また、矢作川などの河川や市街地周辺に広がる緑地、南部の海岸などを活用した自然的環境インフラネットワークの形成を目指すことを目標としています。

23 ページをご覧ください。

ここからは、第4章の区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針になります。

1の区域区分の有無といたしまして、西三河都市計画区域では、市街化区域と市街化調整区域の区分を定め、無秩序な市街化を抑制し、計画的な都市基盤施設の整備による良好な市街地の形成と、優良な農地との健全な調和などを図る、としています。

2の区域区分の方針といたしまして、(1)の基本方針は、新たな市街化区域の設置について、都市的土地利用の割合が著しく低い市街化区域内の土地の活用や既成市街地の再構築

を考慮したうえで、公共交通や幹線道路、都市機能などの既存ストックの活用が可能な地域において規模の妥当性や都市基盤整備の確実性を考慮して、新たな市街化区域を適正に配置することとしています。

また、防災上、農林漁業振興上、または自然環境の保全上、市街地として整備・開発することが望ましくない区域は、市街化区域に含めないこととしています。

なお、下から3行目以降に記載のとおり、将来の人口及び産業の規模の想定は、自然的条件や社会経済的な一体性など、総合的に判断し、24ページの図4-1で示される、豊田都市計画区域を含めた、西三河広域都市計画圏を設定することとしています。

24ページの、(2)の目標年次に配置されるべき人口及び産業の規模として、アの人口について、2030年の愛知県の都市計画区域内人口を約731万人、市街化区域内の人口を約612万5,000人とし、このうち、西三河広域都市計画圏における都市計画区域内人口を約158万1,000人、市街化区域内の人口を約122万8,000人としています。

25ページをご覧ください。

イの産業について、2030年の県内の総生産額を約44兆1,000億円としています。

(3)の目標年次における市街化区域の規模は、西三河広域都市計画圏において、将来の人口及び総生産額を増加見込みとしており、新たな住居系市街地と産業系市街地が必要とし、2030年の市街化区域面積を、西三河広域都市計画圏で24,393ha、西三河都市計画区域で18,029haとしています。この面積は、平成31年の区域区分の見直し時点の数値でありますので、今後の市街化区域の拡大は、参考として示される保留する人口又は産業フレームの範囲で必要に応じ進めていくこととなります。

26ページをご覧ください。

ここからは、第5章の主要な都市計画の決定等の方針になります。ここでは、土地利用や都市施設、市街地開発事業などについて、具体的に、基本方針や整備目標などが記載されていますので、碧南市に係る内容を中心に説明してまいります。

1の土地利用について、27ページをご覧ください。

(2)の主要用途の配置方針のうち、イの商業地では、中段で、都市拠点の碧南中央駅などの周辺には、公共交通の利用者や地域住民の暮らしを支える商業・業務、医療・福祉などの都市機能が立地する中心商業地の配置を促進しますとしています。

また、ウの工業地では、主要な幹線道路の周辺や衣浦港の臨海部など、交通の利便性が高く物流の効率化が図られる地域や既に工場が集積している工業地の周辺に工業地の配

置を促進しますとしています。

(3)の市街地における建築物の密度の構成に関する方針のうち、イの商業地では、都市拠点の碧南中央駅などの周辺の中心商業地については、土地の高度利用や有効利用を誘導して商業・業務など利便を増進するため、高密度を標準とした土地利用の規制・誘導を促進しますとしています。

28 ページをご覧ください。

(4)の市街化区域の土地利用の方針のうち、アの集約型都市構造に向けた土地利用の方針では、主要な鉄道駅周辺のなどの中心市街地や生活拠点となる地区に商業・業務、医療・福祉などの都市機能の集約を進め、その地区及びその周辺や公共交通沿線の市街地には居住を誘導しますとしています。

30 ページをご覧ください。

(5)の市街化調整区域の土地利用の方針では、既存ストックを活用可能な地域においては、自然環境、農林漁業との調和を保ちつつ、必要に応じ産業用地の供給を行いますとしています。

32 ページをご覧ください。

2の都市施設といたしまして、2-1の交通施設の(1)の基本方針では、衣浦港は背後地の物流・生産活動を支える工業港としての機能強化を図るため、ふ頭用地の整備や港湾物流機能の確保のための道路整備を推進するとしています。

(2)の主要な施設の方針のうち、アの道路の方針として、高度な工業機能の集積を高めるため、また、地域資源を活用した対流を促進するため、中部国際空港、名古屋港、衣浦港、三河港などの広域交流・物流拠点と区域内の各地域を結ぶ名豊道路、名浜道路など広域幹線道路網の充実を推進しますとしています。

また、33 ページにおいて、都市拠点間や工業地と広域交通体系を結ぶ幹線道路として、衣浦豊田線などの整備を推進しますとしています。

34 ページをご覧ください。

イの鉄道の方針として、今後の複線化が運輸政策審議会の答申に位置付けられている名鉄三河線などは、需要の動向や事業の採算性、投資効果などを総合的かつ的確に見極めながら整備などに向けた事業者との連携を促進しますとしています。

(3)の主要な施設の整備目標は、2030年までに整備を予定する道路事業として衣浦豊田線の一般国道247号を位置付けています。

36 ページをご覧ください。

2-2 の下水道および河川等の(2)の主要な施設の配置の方針のうち、アの下水道として、衣浦東部はじめ3流域下水道と関連する市町の公共下水道の整備を促進します、としています。

イの河川として、矢作川など、市街地の治水安全度を高めるため、河川整備計画などの河川改修計画に基づいた河川の改修を推進します、としています。

37 ページをご覧ください。

(3)の主要な施設の整備目標は、流域下水道事業として衣浦東部流域下水道を、公共下水道事業として碧南公共下水道を位置付けています。

また、河川改修事業として一級河川の矢作川を、二級河川の蜷川及び高浜川水系内河川を位置付けています。

39 ページをご覧ください。

3の市街地開発事業では、(3)の市街地整備の整備目標は、土地区画整理事業として、現在事業中の碧南伊勢を位置付けています。

41 ページをご覧ください。

4の自然的環境の整備または保全といたしまして、(2)の緑地の方針のうち、アの環境保全システムとして、都市の骨格を形成する緑地として、矢作川沿いや油ヶ淵周辺の緑地の保全を促進しますとしています。

また、市街地では、矢作川などの風の通り道に配慮しながら、都市の高温化を緩和する公園や緑地の確保を促進しますとしています。

イのレクリエーションシステムとして、多様な世代の人たちが、健康づくりやスポーツ活動、自然とのふれあい、広域的な交流や情報発信を行うため、油ヶ淵水辺公園などの広域公園などの整備を促進しますとしています。

43 ページをご覧ください。

(4)の主要な緑地の整備目標には、2030年までに整備を予定する主要な都市公園として油ヶ淵水辺公園を位置付けています。

次ページ以降は、用語解説となっております。

以上が、都市計画変更・案の主な内容になります。

なお、都市計画変更手続きといたしまして、この変更・案の縦覧を、11月13日から11月27日までの2週間行っておりますが、意見書の提出はございませんでした。

今後の予定について、愛知県からは、来年2月上旬に県都市計画審議会を開催し審議した後、国との協議を行い、3月下旬に決定告示を行う予定、とお聞きしております。

以上をもちまして、議案第1号西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の都市計画変更・案（愛知県決定）についての説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○会長

議案の説明が終わりました。それでは、審議に入ります。議案第1号についてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○加藤 厚雄 委員

西三河が、広域の西三河もあって岡崎も含む7市1町で豊田が分かれるが、説明は22、3ページくらいにあったが、どうして西三河と言いながら広域が2つあるのか。どうして西三河と豊田に分かれたのか。分かりやすく説明して下さい。

○都市計画課長

考え方は、現在の都市計画区域マスタープランが平成23年9月に策定されておりますが、その時と考えは変わっておりませんで、都市施設、道路だとかいろいろなものの整備が進んだことによって、人々の生活行動範囲が非常に広げられたことを踏まえて、西三河と豊田を一体で考えるということでございます。

○加藤 厚雄 委員

変更を今回しますが、前回の変更は、何年前ですか。

○都市計画課長

前回策定されたのが平成23年9月で8年弱になろうかと思えます。

○加藤 厚雄 委員

一番最初は変更案というふうに言っておったもので、変更したところを聞こうと思ったんですけども、ほとんど全部なので変更なのか更新なのかつくり直しというような考えで

すよね。

○都市計画課長

前回の計画がつけられた背景は、人口減少や超高齢社会の到来はあったが、その状況に加え 2027 年にリニア名古屋東京間の開業が予定されたり、東日本大震災の大規模災害が起こった事を踏まえた変更になっております。

○加藤 厚雄 委員

この資料は、変更した点だけを言ってるんじゃないくて、こういうふうに変るよと言うことですよね。確認。

○都市計画課長

計画書全体としては、こういうふうに変ると言うことです。

○会長

10 年計画があるけど今の理由で前倒しで変えると言うことと理解すればいいですか。

○山口 春美 委員

議会では、こういう案の場合は議案のところに（案）という形で書いてあるので案ではなく、決定したのかと思いました。本当は案なんですよ。年明けの 2 月に愛知の審議会が開かれて、ばたばた決まってしまう。今後の進行状況は、こんな分厚い文章を事前のなんの学習もなく（案）と書かず提起されちゃんと勉強しとけよと示されただけで、唯一の碧南市の意見する具申が、ちゃんと担保出来るのかと思いますが。

碧南市は、この中で率直な感想を執行部として思われて、本来なら整合表みたいなものも出していただくことが必要だと思いますが。引っかかる点や評価すべき点などまずは、執行部としてはどうなんですか。

○都市計画課長

今回の区域マスタープランの見直しにあたっては、予め検討段階で検討会議が設置されていて、碧南市も加わって意見を言ってきた。基本的には、反映されているので特に

問題はない。現在に至るまでにパブリックコメントも行われていますし、案の縦覧もやっている中では、特段大きな意見は無かったので、よろしいのではないかと考えています。

○山口 春美 委員

100点満点と執行部は考えているということですね。1月17日から県知事選が始まって、これを前提に大村県政の評価がされる訳でリニアを入れて変更し、おそらく空港のカジノの計画も入っていると思う。ここには、入っていないが。秘密に隠してやると思うが。

3ページの対流ですか、大きく人を回すとも書いてありますが、今の大村県政を県民の皆さんがどう見ているか。この計画は、大きく拘束しこの20年間も拘束するわけですから係ってくると思います。そこで、本当の意味で対流と言うならば、具体的に碧南市に係る施策としては、衣浦トンネルが有料化になってしまって、更に財団に放り出してしまって、また有料化を継続するということによって衣浦大橋を立体交差にしたり、1本橋を架けるとか言ってみるけど、結局往復500円の有料化によってまだ使える機能が、麻痺していると思うので、私は、これを機会に県知事もお金儲けを最優先ではなくてトンネルの無料化も是非具申していくべきだと。今日の都市計画審議会の名に置いて意見書を提出して2、3本まとめて、提出しながら、これを市長さん審議会の意見を県に伝えてください、とやっていきたいと思いますが、そうゆう事は入らないの。

○都市計画課長

前段で申し上げたとおり、この区域マスタープランでは都市計画の基本的な方針とか土地利用、都市施設の整備や目標を定めるものですので、衣浦トンネルは既存ストックを活用する点では、非常に必要な事だとは思いますが、区域マスタープランで述べることで無いと思っています。運用面、運営面については、この計画書で述べるべきではないと思います。必要性は、別の機会で県の方に要望して参りたいと思います。

○山口 春美 委員

県議もみえるので、次の施策の1つとして無料化を図っていくならば、知多との交流、竜の子街道、セントレアの交流もものすごく活性化すると思う。こっちにただただ、2本橋かけて済ますんじゃないくてね。というふうにするので、それを是非、政策化して実現していただきたい。碧南市民7万人の声を背負って、というふうに思います。

○会長

そういう意見もあったということで、いろいろな場所で反映していただくということで、お願いします。

○山口 春美 委員

それから、6ページの市街化農地の計画的な保全を図る政策や生産緑地が年々減少している事をリアルに分析していると思いますが。後の議案でも特定生産緑地が出てきますが、追加をしていかないと減る一方で、追加増強のことを意見としては挙げていただいているのか、県の会議に参加して黙っていたのか、どういう方向で前向きに進んでいるのですか。

○都市計画課長

生産緑地につきましては、都市緑地法の一部改正もあり、都市の農地については、緑地の位置付けが明確化されたので、緑地を確保する観点では考える必要はあるかと思います。

具体的な内容については、市の計画として述べて行くべきだと思いますので、緑の基本計画の中でどう扱って行くかと思っています。

今のところは、法改正の対応については都市計画課で検討しておりますので、別の機会ですっかり報告させていただきたいと思います。

○山口 春美 委員

今後、長期に渡って施策の柱になって行くことなので、県が緑地が減ってしまう事を真剣になって心配しているなら、追加指定も含め各自治体に促して行くという県の基本的な姿勢が必要かと思うので、審議会の意見として2つ目トンネル・生産緑地と入れていただきたい。提言です。

18ページで現実問題として、碧南市は市費と国費半分で中田川のポンプ場をつくった。西端の浸水対策で。同時期につくられた蜷川ポンプ場は、県のポンプ場、私たちなんかは遠隔操作で、自動で稼働する最新版のやつを西端につくったのに、蜷川のやつは手動で市の職員がね、市に任せないと、市の職員が雨のなか、水につかりながらいかないと稼働出来ない。手動型で県の基準が非常に厳しいので、各地で新たに作られた排水機設備が手動型で甘んじられていると。本気でここに避難対策の施設をつくと書いてあるならば、県の基準を大きく見直して、少なくとも市町村レベルに引き上げてもらわないと。後追いで

すよ。県の政策としてもあげていただきたい。県の排水機場の設置基準がとても古い、出遅れている。本気で災害対策をやるなら、変えていただかないと思うんですが。他の部門から言ってるよということで。それも審議会の中で入れていただきたいと思います。

○鏑本 達朗 委員

異議ありませんので賛成で進めてください。

○会長

その他の方で、この内容について、評価がいろいろあると思いますが、ご意見ありますか。

○山口 春美 委員

山口です。凄い長期的な計画で、しかもこの1時間足らずで来て発言すると、早く幕を閉じようとするのは、言語道断でちゃんと審議しないといけないと思う。34ページに2030年までに整備する道路事業と書いてあるが、西端の農協の前の道路、西尾知多線がこれに入っていないですが。今後20年間も入らないの。

○都市計画課長

西尾知多線は、都市計画道路ではございませんのでここには、含まれておりません。

○山口 春美委員

県道で進める方向にあるの。都市計画道路のみで何が入っているの。対象にしているのは。ここにカウントしてあるのは。

○都市計画課長

基本的に都市施設ですので都市計画道路について扱っています。各市の中の道路網は、市の都市計画マスタープランの中で補っていくべき内容だと思っていますので、ご理解をお願いします。

○会長

都市計画道路しか入ってなくて、その他の計画は入っていないということでいいですね。

○都市計画課長

結構です。

○山口 春美 委員

市のマスタープランの中で明確に位置付けて進めて行くということでいいですね。ここには入らないけど。

○都市計画課長

はい。

○山口 春美 委員

高齢者の住居のことなんかにも触れている反面、県営住宅の事が一言も載ってきてないんですが。実際問題、碧南市の県営住宅の西荒居住宅は、事実上放置してあって空家も目立つし、こういうところの活性化、高齢者が住めるようなエレベーターの促進だとかは対象外ですか。市のマスタープランだと市営住宅は入ってくるけど、入れてもらって進めてもらわないと。

○都市計画課長

住宅に関しては都市施設の扱いでは無いのかなと思います。都市計画マスタープランの中では、手を伸ばして位置付けてあることですので、ご理解をお願いします。

○山口 春美 委員

これを決めて、市長が2月の県の審議会をやられる前に全ての西三河の声が上がってくるのね。タイムリミットはいつですか。いつ提出を予定していますか。

○都市計画課長

この都市計画審議会終了後、速やかに進めて参りたいと思います。

○山口 春美 委員

議会の方にも入りませんし、この場だけで、たったの1時間。きちんと審議会でどんな意見が出たのか、トンネル、生産緑地、道路、カジノ、意見書を審議会でまとめて頂いて、市長に提出できるなら、会長さんの計らいでやっていただきたいと思います。

○会長

私もこの審議会の範囲がどこまで分かかっていませんので、市の方とよく協議をしていただいて、都市計画審議会の中ではやっていきますが、時間も有りませんので次に進めていきたいと思えます。他に評価やご意見がありますか。そろそろ採決に入りたいですがよろしいですか。

議案第1号の西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の都市計画変更(案)(愛知県決定)については、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。賛成される方は挙手をお願いします。

○会長

ありがとうございます。

多数の賛成をいただきましたので、よって原案どおり承認することといたします。

本日議題は以上ですが、その他といたしまして、特定生産緑地制度について説明をお願いします。

○都市計画課長補佐

それでは、その他ということで特定生産緑地制度について、ご説明させていただきます。

資料1、表紙に特定生産緑地制度の概要と、書かれた資料をご覧ください。

こちらは、11月に、生産緑地の所有者の方、全員の方に送付文書を添えて、送らせていただいたもので、生産緑地法の改正に伴い、新たに新設されました特定生産緑地制度について、周知させて頂いたものでございます。

2ページをご覧ください。

特定生産緑地とは、とございます。指定の告示から30年が経過する日が近く到来することとなる生産緑地のうち、その周辺の地域における公園・緑地等の整備状況及び土地利用の状況を勘案して、30年が経過する日以降においてもその保全を確実に行うことが、良

好な都市環境の形成を図るうえで特に有効であると認められるものでございます。

3 ページをご覧ください。

特定生産緑地の指定について、とございます。生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定できるようになりました。

特定生産緑地に、指定された場合、買取申出ができる時期は、生産緑地地区の都市計画の告示日から 30 年経過後から、10 年延期されます。また 10 年経過後は改めて所有者等の同意を得て、繰り返し 10 年の延長ができるようになりました。

特定生産緑地に、指定した場合、現在と同様の税制特例措置を受けることができます。

指定しない場合は、税制特例措置が廃止され、市街化区域内農地と同様の課税に移行していくこととなります。

4 ページをご覧ください。

特定生産緑地に指定した場合を図でご説明いたします。

左の上に、記載されておりますが、現在の生産緑地は、平成 4 年に指定されております。先ほど、ご説明いたしましたとおり、30 年経過後ですので、平成 34 年から、10 年延期となります。延長することで、10 年、農地を保全する規制を受けますが、特定生産緑地として税制特例措置が継続いたします。さらに 10 年後も、繰り返し特定生産緑地を希望することが出来ます。

5 ページをご覧ください。

特定生産緑地に指定しない場合を図でご説明いたします。

表の右上に、以降、特定生産緑地の指定は受けられないとございます。特定生産緑地は、30 年経過前に申請しないと、以降、特定生産緑地の指定は受けられなくなりますので、ご注意ください。

また、特定生産緑地の指定をしない場合も、生産緑地は自動的に廃止されません。廃止には買取申出の手続が必要です。いつでも買取の申出が可能ですが、買取の申出をするまでは生産緑地地区としての規制は継続いたします。

次に、税制と書かれた矢印の右側に、税制特例措置なし（激変緩和措置あり）とございます。今までございました、税制特例措置の相続税等では、納税猶予の適用が無くなり、固定資産税等では、農地課税では無くなります。

ただし、激変緩和措置はございます。相続税等では、次の相続における納税猶予の適用はなくなりますが、すでに納税猶予を受けている場合、次の相続までは現世代に限り猶予

が継続いたします。

固定資産税等においては宅地並み課税になりますが、5年間課税標準額に軽減率を乗じることとなります。次のページで軽減率についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

固定資産税等の激変緩和措置のイメージということで表がございます。

特定生産緑地に指定されない生産緑地ということで、現況が農地のままの場合、農地課税から宅地並課税に変わるということで、固定資産税等が5年かけて徐々に高くなるというものです。1年で、2割ずつ上がっていくということになります。

7ページをご覧ください。

特定生産緑地の指定メリットとございます。

まず、営農を続ける際のメリットでございますが、固定資産税等は引き続き農地評価となります。また、10年毎に継続の可否を判断することが出来ます。

次に、相続する際のメリットでございますが、相続での選択肢が増加します。次世代の方は、次の相続時点で相続税の納税猶予を受けて営農を継続するか、買取申出をするかを選択できます。

また、農地を継続することが出来ます。次世代の方が、第三者に農地を貸しても、相続税の納税猶予が継続されます。新たな賃貸借制度が検討中とございますが、現在は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行されております。

8ページをご覧ください。

平成30年度今年度ですが、生産緑地所有者の方へ、特定生産緑地制度の周知をいたしました。

平成31年度以降様式などの準備が整い次第、特定生産緑地指定の提案受付と農地等利害関係人の同意取得の書類をお送りします。

平成34年度に特定生産緑地指定の告示を、当初指定から30年が経過する前にいたします。

この告示の前には、当審議会にお計りさせていただきますので、宜しく願いいたします。

今後、スケジュール的には近隣市と足並みを揃えていくことが想定されますが、特定生産緑地を申し出いただくまでまだまだ時間の余裕がございます。生産緑地の所有者の方にはその間に、ご自身の農業・農地のあり方について、じっくり検討していただけたらと思っております。

本日は、生産緑地法が改正され、特定生産緑地制度の周知の進捗状況を、委員の皆様にご報告させていただきました。

ご説明は以上です。宜しくお願いいたします。

○会長

ただいまの説明で何かご質問等、ございましたらお願いいたします。

○加藤 厚雄 委員

土地の相続で相続人がたくさん居て、ある人は特定生産緑地にしたいと、ある人はせっかく 30 年たつもんで売っちゃって金にしたいと、登記簿上の所有者が亡くなって相続人でもめとって、決まらずにほったらかしになったらどっちになるの。

○都市計画課課長補佐

どっちになるとは。

○山口 春美 委員

特定生産緑地か解除か。

○都市計画課長補佐

特定生産緑地にする時に関係人の同意が要りますので取れないと特定生産緑地には移っていけないと思います。

○加藤 厚雄 委員

手続きをしなかったらどうゆう取扱になるの。

○都市計画課長補佐

手続きをしなければ特定生産緑地を選択したことになりませんので解除です。

○山口 春美 委員

農業委員会は、25 日に全国農業会議所農政担い手対策部専門相談員の原さんと呼ばれ

勉強会をやられたそうで。パワーポイントの説明でとてもよく分かったのですが、これを渡されただけではわからなかったのですが、約半分が解除されるではないかと言っていました。これを聞いたら1件の解除を出してはいかん。相続税のことも、ね、鳥居さん。というふうに思うので、今後のスケジュールも31年と漠然と言われましたが、いつ頃、書類を交付するのか、私たちも原さんと呼んで勉強会をさせて頂きたいですが、5月以降にやるの、今度の審議会は。31年度に送って審議会に報告します、と言われたじゃないですか、それはいつのこと。

○都市計画課長補佐

31年度以降に送らせていただくとおっしゃっていただきましたが。

○山口 春美 委員

31年も入ってるわけでしょ。

○都市計画課長補佐

入っております。

○山口 春美 委員

31年度に入った途端というわけではないんだ。

○都市計画課長補佐

指定前にさせていただく。34年に解除されますのでそれまでに。

今、書類とかですね、愛知県さんが事務の手引きをつくっていただいていますので、それに応じてやらせていただく。

○山口 春美 委員

250件、44haの人に送ったということでいいですか。

○都市計画課長補佐

すみません。所有者は347件です。所有者は347件で今の生産緑地はこの前諮らせてい

ただいた約 43ha に減りますけど、約 44ha と思っていただいて良いと思います。

○山口 春美 委員

農業委員の方を先頭にこの趣旨を徹底しなければと言われていましたので、早くパワーポイントを送ってあげて、読めばわかるので。私たちも勉強会をさせていただきたいですし、いっぺん特定生産緑地にしといた方が、相続税を回避するためにも全員が継続するようにしていただかないと、私たちも緑地を守ることが出来ない。農家さんの利益を守ることが出来ない。言ってみればシンプルじゃないですか。あなたたちが半分減るような能天気な事を言っているとえらい事になる。347 件もれなく継続されるように需要が生まれれば 10 年ごとに改善されていく。それを徹底していただきたい。私たちの学習の機会もこの人たちを呼んでいただいてやっていただきたい。

セットにして追加申請の間口も開かないと。今あるだけで継続は、増えないので。

市は、追加のことは白紙と言ってみえるので。

本気で遊休地を守ったり都市間の中の避難所的なあらゆる部分を考えても、今の農地の果たしている役割は大きいので追加の措置と市民農園みたいな施策も碧南市は、まったくやっていないので。農地があれば、市民農園でも 1 坪農園でもニーズはあるので、追加、市民農園、全員継続を執行部の手腕を信頼していますので。宜しくお願いします。

○加藤 厚雄 委員

執行部の方でわかるかどうかわかりませんが、実際は登記簿上の所有者は死んでいて相続登記がなされてない土地は、どのくらいあるか把握できてますか。

○都市計画課長補佐

把握していません。

○加藤 厚雄 委員

なるべく早く把握して相続人の代表なり税金を納めている納税者は届けがなければいけない義務になっていますので。個人情報が見れるかどうかは別にして早く言っとかないと切羽詰まって相続人でまとまらない場合は、もめるので何らかの方法で調べて全員に趣旨徹底出来るようにしとかないと期日が差し迫ってもめる状態だったら、解除させてし

まうという事なので。一応、登記簿上の人間が生きているかどうかは、農業委員会の方で農業委員さんが知っていると思うけど。

その辺の状況を踏まえて、特にその辺りには早めに教えてあげて、ほっておくところなっちゃうよ、と手を打って欲しいかなと。

○会長

その他よろしいですか。

ありがとうございました。その他ご質問もありませんので特定生産緑地制度について以上といたします。

○事務局

その他ということで、一つご連絡をさせていただきます。

当審議会の今年度の予定でございますけれども、碧南市都市計画マスタープランと碧南市緑の基本計画については、前回、10月22日開催の都市計画審議会で全体構想をご説明しております。その後検討している地域別構想については、12月17日に策定委員会を開催してご審議していただいております。現在意見のとりまとめを進めております。まとめた案につきましては、市議会及び当審議会へ報告後にパブリックコメントを実施してまいりますので、第3回の都市計画審議会を来年の3月29日（金）の午後2時30分から開催をお願いしたいと思っておりますので、ご予約くださいますようよろしくお願い申し上げます。年度末で大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○会長

今、ご説明のありました、第3回の開催は29日の午後2時30分ということでよろしいですね。2時30分での開催ということですので、予定をさせていただきますようお願い申し上げます。

○石井 拓 委員

これはこちらの運営とは全く別の話ですけれども、県議会選挙の告示日ですので、その辺りも勘案していただければと思います。当審議会の運営に口出しをするということではないんですが、一応情報提供です。

○会長

県議会議員の告示日ということですが、もし変更があるようであれば、連絡をいただけるということでしょうか。

○都市計画課長

日程調整を行ったところ、この日しかなかったというところでございますので、みなさんご予定いただきますようお願いいたします。

○会長

それでは進行を事務局にお返しいたします。

○建設部長

それでは、平成 30 年度第 2 回都市計画審議会を閉会とさせていただきます。貴重なご意見をいろいろありがとうございました。まだまだこれから碧南市のマスタープランや緑の基本計画も続いてまいりますので、慎重にご審議をいただければと思います。本日もありがとうございました。

－ 閉会時間 午後 3 時 04 分 －

議事録署名

氏 名

---

氏 名

---